

☆*****

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（○） DB規約（○） DC （○）
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他 （○）

【タイトル】 2021 年度厚生労働省税制改正要望について

☆*****

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

厚生労働省は、2020 年 9 月 30 日、2021（令和 3）年度厚生労働省税制改正要望の内容を
発表しましたので、ご案内いたします。

※厚生労働省HP「令和 3 年度厚生労働省税制改正要望について」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000175981_00006.html>

【2021 年度厚生労働省の主な税制改正要望】

[健康・医療]

- 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種による健康被害の救済給付に関する
税制上の所要の措置
- 特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の延長に伴う
税制上の所要の措置
- 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の延長及び拡充
- 地域における医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長等
- 地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置の創設
- 基金拠出型医療法人における負担軽減措置の創設
- 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局に係る不動産取得税に関する特例措置
- セルフメディケーション推進のための医療費控除の特例措置の延長等

[子ども・子育て]

- 子育て支援に要する費用に係る税制上の措置
- 産後ケア事業に要する費用に係る税制措置の創設

[雇用]

- 心身障害者を多数雇用する事業所に対する特例措置の延長

[年金]

- 企業型・個人型確定拠出年金の拠出限度額の見直し

■現状

- ・企業型確定拠出年金（企業型DC）の拠出限度額は、現行は月額5.5万円となっている。
- ・企業型DCと確定給付企業年金（DB）を併せて実施する場合は、DBに加入している者と加入していない者との間で不公平が生じないように、月額5.5万円からDBの掛金額を控除する必要があるが、現行は全てのDBの掛金額を月額2.75万円と一律に評価し、企業型DCの拠出限度額は残りの月額2.75万円となっている。
- ・この控除するDBの掛金額については、制度創設当時の厚生年金基金の単純平均から評価したものであるが、現在のDBの掛金額の実態は、月額2.75万円より低いDBが多く、DB間で大きな差もあり、より公平な制度とすることが求められている。
- ・また、個人型確定拠出年金（個人型DC）の拠出限度額は、現行は企業年金（DB・企業型DC）の加入状況によって異なっている（月額2万円、1.2万円等）が、より公平な制度とすることが求められている。

■要望内容

- ・国民が高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を行うに当たって、これに対する支援を公平に受けられるようにする等その充実を図る観点から、企業年金・個人年金の在り方を検討し、税制上の所要の措置を講ずる。
（※）現在、社会保障審議会において、企業型DC・個人型DCの拠出限度額について、DBごとの掛金額の実態を反映し、より公平な算定方法に改善を図ること等を検討中。

[生活衛生]

- 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長
- 交際費課税の特例措置の拡充

～メルマガのバックナンバーを掲載しています～

<http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/>

バックナンバーでは、過去の年金NEWS・メルマガに加え、マーケット情報等をご覧いただくことができます。

=====

日本生命保険相互会社

団体年金部

団体年金コンサルティング課

年金NEWS・基金照会窓口

T E L 03-5533-5572

F A X 03-5533-5228

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202010-170-0408-D